

事 務 連 絡 令和3年8月2日

埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課長

緊急事態宣言を受けた対応について(通知)

日頃、本県の教育行政に関して御理解・御協力いただき感謝申し上げます。

さて、7月30日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、本県を緊急事態措置区域として追加する変更を行うことが決定されました。

現在、本県では、前例のない状況、予断を許さない状況が続いており、学校においても例外ではありません。

つきましては、市町村立小中学校等の教職員に対し、県民に要請していること等を順守するだけでなく、模範となるよう率先して行動することの徹底について、別添県立学校長宛て通知を参考に、引き続き御指導いただきますようお願いいたします。

第 3. 08. 03 学 務 課 第178号 担当:人事・学事・働き方改革担当 淺野

電話: 0 4 8 - 8 3 0 - 6 9 3 9 E-mail:a6930-03@pref.saitama.lg.jp